

那覇市民ギャラリーは、広く市民に美術活動の発表の場を提供し、美術活動の奨励と普及を図り、美術文化の向上に資することを目的に設置したものです。  
多くの市民の皆様のご利用をお待ちしています。

**1 使用の期間及び時間**

毎週火曜日から日曜日までの6日間  
午前10時から午後7時まで  
(最終日は撤収作業を午後7時までに終了させるよう、午後5時もしくは6時まで)  
作品の搬入は、月曜日の午後1時から6時まで。

**2 休館日**

- (1) 毎週月曜日
- (2) 年末年始 (12月29日から1月3日まで)

**3 使用の手続き 及び 許可**

- (1) 使用開始日の属する月の6ヶ月前の月(例えば7月使用の場合は、1月となります。)から所定の使用許可申請書により申請できます。(指定管理者、市長が優先使用を認める場合を除く。)
- (2) 申請の受付は、前記受付開始月の1日から10日までで締切り、利用希望者が重複した場合は抽選を行います。
- (3) 以後空室があれば、先着順で受付けます。

**4 使用許可の取消し**

市条例、規則、許可条件のいずれかに違反したとき、又は使用が不相当と認められたときは使用許可を取消し、又は使用を中止する事があります。  
同使用許可の取消し、又は中止により生ずる使用者の損失については、指定管理者・那覇市とも、その責任を負いません。

**5 料金の納入**

使用料は前納となっております。  
申請書受付をもって、利用申請者に支払い義務が生じます。後日納付書を交付しますので、納期内に金融機関に納めて下さい。

**6 使用の取りやめ**

利用者の都合により、使用を取りやめた場合利用料の取り扱いは下記のとおりとします

- 使用開始前30日前までに、使用の取りやめ・日程変更を所定の様式にて申し出た場合 **使用料の5割を還付。**
- 使用開始前30日以降使用の取りやめ・日程変更を所定の様式にて申し出た場合、**還付なし。**

**7 料 金**

使用料【消費税込み】〈火～日 6日間〉

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 第1展示室 | 53,652 (160,962)    |
| 第2展示室 | 21,902 (394,242)    |
| 第3展示室 | 38,100 (114,306)    |
| 全 室   | 223,164 (669,510) 円 |

※ ( ) 内は作品販売又は入場料徴収した場合の料金です。

※ 複数展示室借用の場合は、各展示室合算金額になります。

**8 作品の搬入搬出**

作品の搬入作業は、月曜日の午後1時～6時までに終了、  
搬出作業は最終日午後7時までに終了。

**9 作品の管理**

展示期間中の作品の保全管理については、使用者自らの責任で行って下さい。  
作品の損傷、その他事故が発生した場合は、指定管理者・那覇市は、その責任を負いません。

**10 損害賠償**

施設又は付属備品等に損害を与えた場合は、損害賠償をしていただきます。

**11 付属備品**

スポットライト、長テーブル、ワイヤーフック、彫刻台等

**12 原状回復**

使用終了後は、係員の指示に従って、備品等を原状に戻してください。

**13 危険物等の持込禁止**

危険物、又は他人に迷惑をおよぼすおそれのある物は、持ち込まないでください。

**14 水と火の使用禁止**

作品素材、及び展示物に水や火を使用することはできませんので、ご了承ください。

**15 釘等の使用禁止**

壁面に損傷を与える釘等の使用はできません。

**16 レセプションパーティー**

展示室内でのレセプションパーティーは、できませんのでご了承ください。

**17 使用報告書の提出**

使用終了後速やかに所定の使用報告書を提出してください。

**18 駐 車 場**

駐車場がありませんので、周囲の有料駐車場をご利用下さい。

